委託業務契約書

１　委託業務の名称　JET プログラムキャリア支援事業の運営に係る業務委託
２　委 託 期 間　　契約締結日から令和 10 年３月 31 日まで
３　委　　託　　料　　〇〇〇〇円（内消費税及び地方消費税　〇〇〇〇円）
４　契 約 保 証 金　　免除

一般財団法人自治体国際化協会（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）
第１条　委託者は、受託者に対し、JET プログラムキャリア支援事業の運営に係る業務（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

（本件業務の内容）
第２条　本件業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。
２　受託者は、仕様書その他委託者からの通知事項に関し不明な点又は疑義が生じたときは、直ちに委託者に申し出なければならない。

（委託期間）
第３条　本件業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、頭書２のとおりとする。

（委託料）
第４条　本件業務の委託料（以下「委託料」という。）は、頭書３のとおりとする。

（仕様書の変更）
第５条　委託者及び受託者は、必要があるときは、相手方と協議の上、仕様書を変更することができる。
２　前項の仕様書の変更により本契約の内容が不合理になった場合には、委託者受託者協議の上、本契約の内容を変更することができる。

（業務資料の管理）
第６条　受託者は、委託者から貸与された資料（以下「業務資料」という。）につき厳重な取扱を行い、その保管及び管理について善管注意義務を負担しなければならない。
２　受託者は、業務資料を、本件業務の実施その他委託者の指定した目的以外に使用してはならない。

（引渡）
第７条　受託者は、本件業務の一部又は全部を完了したときは、成果物を業務完了報告書とともに、委託者に引き渡さなければならない。

２　受託者は、委託者に対し、前項による引渡しの際、委託者から貸与を受けた業務資料を併せて返還しなければならない。
３　受託者は、委託者に対し、納入期日までに成果物を納入することができないおそれが生じたときは、直ちに書面をもってその理由及び遅延日数を明示して委託者に通知し、委託者の指示に従わなければならない。

（検査）

第８条　受託者が本件業務の一部又は全部を完了し、前条の規定に従い成果物を引き渡したときは、委託者は、その引渡しの日から起算して10日以内に成果物の検査を行い、書面によりその結果を受託者に通知しなければならない。
２　前項の検査合格をもって、本件業務に関する委託者の一部又は全部の検査が完了する。
３　甲は、契約履行上必要があると認めるときは、履行の完了時期に関わらず随時に検査するものとする。この場合において、検査に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第９条　受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、履行実績に応じた委託料について、委託者に対して支払を請求することができる。
２　委託者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を受託者の指定する銀行口座に支払わなければならない。
３　税法の改正により消費税率が変更された場合には、改正以降における消費税等相当額は変更後の税率により計算する。

（不合格の場合の処置）

第10条　第８条の検査が不合格となった場合、受託者は、その責任と費用負担において、委託者の指示に従い、委託者の指定する期日までに成果物の補正、追加又は作業の再実施を行わなければならない。この補正、追加又は作業の再実施が完了したときは、受託者は、直ちに委託者に通知し、その再検査を受けなければならない。
２　前項の場合、再検査の手続については第８条の規定を準用し、検査に合格したときをもって検査を完了する。

（著作権の譲渡等）

第11条　受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を、本件業務の完了又は廃止の承認の日をもって、委託者に無償で譲渡する。
２　前項の規定にかかわらず、受託者が本件業務の着手前から有している著作権は受託者に留保される。ただし、かかる著作権が成果物に含まれている場合、委託者は、受託者に対し、当該著作権の使用等の対価を支払うことなく、成果物を自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含む。）することができる。

3　受託者が、第１項の規定により、著作権を委託者に譲渡する場合において、当該著作物を受託者が自ら創作したときは、受託者は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとらなければならない。
4　受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、委託者が特に使用を指示した場合を除き、既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行う。この場合、受託者は当該使用許諾契約の内容について事前に委託者の承諾を得ることとし、委託者は既存著作物について当該使用許諾条件の範囲内で使用しなければならない。
5　受託者は、本件業務遂行上、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理する。この場合、委託者は当該紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じる。
6　本件業務遂行上、新たな発明、考案（以下「発明等」という。）をした場合、発明等についての特許権及び実用新案権を受ける権利並びにこれに基づいて取得される特許権、実用新案権及び著作権を除くその他の権利は、受託者に帰属する。

（瑕疵担保責任）
第 12 条　成果物につき、作業上の誤りその他受託者の責めに帰すべき事由に基づく瑕疵が存する場合において、本件業務の検査完了後１年以内に補正又は追加を委託者から求められたときは、受託者は、その責任と費用負担において速やかに補正又は追加を行わなければならない。

（損害賠償責任）
第 13 条　受託者は、本件業務に関し委託者が損害を被ったときは、受託者の故意又は重大な過失により、委託者が直接かつ現実に被った通常の損害に対してのみ、損害賠償責任を負担しなければならない。
2　前条及び本条の規定は、債務不履行、不法行為、瑕疵担保責任、不当利得その他請求の原因のいかんを問わず、受託者の委託者に対する責任のすべてを定める。
3　前２項の損害賠償の累計総額は、委託料の額を上限とする。

（秩序の維持）
第 14 条　受託者は、本件業務の実施その他本契約に関連して、委託者の事務所に立ち入る場合は、委託者の諸規程を遵守し、安全と秩序の維持に努めなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）
第 15 条　委託者又は受託者は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約に関連して発生する相手方に対する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、引き受けさせ、又は承継させてはならない。

（不可抗力の免責）
第16条　天災地変、内乱、公権力による命令、処分その他不可抗力により、本件業務の全部若しくは一部の履行が遅延し、又は受託者の成果物の引渡が不能となったときは、受託者は、履行遅延及び履行不能による損害賠償責任を免れる。

（反社会的勢力の排除）
第17条　委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
（1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）、ないしはこれらのいずれにも該当しなくなった日から5年間を経過しない者ではないこと。
（2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
（3）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
（4）本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（契約の解除）
第18条　委託者又は受託者が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
（1）本契約に基づく債務を履行せず、その他本契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されないとき。
（2）前条の規定に違反したとき。
（3）その他信用状態が著しく悪化したとき、又は本契約を継続しがたい重大な事由が発生し、若しくは判明したとき。
2　前項に基づき委託者又は受託者が本契約を解除した場合には、委託者と受託者とが協議して、既済部分のうち委託者が引渡しを受ける部分（以下「引渡部分」という。）を定めたときは、委託者は、引渡部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた引渡部分に相応する委託料を受託者に支払うものとし、その支払額は、委託者と受託者とが協議して定める。
3　解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

（秘密保持）
第19条　委託者及び受託者は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上、販売上、営業上その他業務上の秘密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後も、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本契約の履行の目的以外に流用してはならない。ただし公知の事実は除くものとする。

（個人情報の保護）

第 20 条　受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（臨機の措置）

第 21 条　乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれがあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

２　乙は、前項の措置をとったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

３　甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときには、乙に臨機の措置をとることを請求することができる。

４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

（規定外事項）

第 22 条　本契約に定めのない事項及び解釈につき疑義を生じた事項については、法令、商慣習等によるほか、委託者と受託者との間で協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決しなければならない。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和９年２月　日

委託者：東京都千代田区麹町一丁目７番地
一般財団法人自治体国際化協会
理事長　安田　充

受託者：○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○
○○○○○○○○　○○○○○○

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

２　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明示した上で本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、委託者（以下「甲」という。）の承諾があるときは、この限りでない。

（安全確保の措置）

第４　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うに際し、責任者及び作業者を明確にし、作業場所を特定しなければならない。また、乙は、甲の承諾がある場合を除いては、これらの者以外の者に作業させ、当該場所以外の場所において処理してはならない。

（利用及び提供の制限）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９　乙は、この事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（事故報告）

第 10　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（調査）

第 11　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。